

<一般委託>

横須賀ごみ処理施設金属類粗大ごみ処分委託(令和3年1月～3月分)仕様書

横須賀ごみ処理施設金属類粗大ごみ処分委託(令和3年1月～3月分)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | 横須賀ごみ処理施設に持ち込まれた金属類粗大ごみを適切に処分することを目的とする。 |
| 2 | 履行期間 | 令和3年1月1日から令和3年3月31日 |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市長坂5丁目1番1号 横須賀ごみ処理施設 エコミル |
| 4 | 業務内容 | (1)横須賀ごみ処理施設に持ち込まれた金属類粗大ごみの運搬及び処分を行う。 (2)金属類粗大ごみの搬出は、原則として1週間に1～2回(13時以降)とする。 (3)運搬車両への積み込み作業は、原則として施設の職員が行い、横須賀ごみ処理施設の計量機により計量し、計量値を記載した計量伝票を受け取ること。 (4)金属類粗大ごみは中間処理を行い、資源化できるものについては資源化し、その他のものについては適切な処分をすること。 (5)次週の搬出予定については、前週の金曜日までに施設の職員から連絡する。 |
| 5 | 特記事項 | (1)積み込み・運搬を行う車両は、車輻長さ9.5m以下、車幅2.5m以下、車輻高さ3.5m以下、最大積載量10t以下、車輻総重量30t以下の車両とする。 (2)作業中は施設の職員の指示に従うとともに、事故防止に万全を期すこと。 (3)金属類粗大ごみの適正処理確認の方法として、横須賀ごみ処理施設より受け渡すマニフェストにより管理をすること。 (4)本業務の施行については、労働安全衛生法など関係法令に従い、労働災害防止のための措置を徹底するとともに、現場及びその周辺への安全確保に努めること。 |
| 6 | 関係法規 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、(1)の登録又は(2)の許可を有していること。 (1)神奈川県廃棄物再生事業者(金属くず)の登録 (2)横須賀市一般廃棄物処分業の許可 |
| 8 | 契約方法 | 単価による業務委託契約(一般委託):単位(円/kg) |
| 9 | 支払方法 | 本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。 |
| 10 | その他事項 | (1)予定数量は30,000kgとする。ただし、運搬される金属類粗大ごみの量が予定数量より少なかったことに起因する損害については、一切請求できないものとする。 (2)搬出作業を迅速に行うため、車両への積み込みを請負業者自身で行うことができる。ただし、その場合の処分費用の変更、または、積み込み作業に使用する重機等の費用を別途請求することはできない。 (3)この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 資源循環部広域処理センター 猪股 電話:046-854-4153 |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|---|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p> |
|----------------------------------|---|

内訳書(令和2年度用)

(税抜き)

| No. | 業務名等 | 単位 | 予定数量 | 上限単価(円) | 契約単価(円) |
|-----|--------------------------------------|----|--------|---------|---------|
| 1 | 横須賀ごみ処理施設金属類粗大ごみ 処分委託(令和3年1月~3月分) | kg | 30,000 | 20 | |

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。